

【令和7年度】

放課後児童クラブ入所のご案内



一斉入所申し込み期間：令和6年11月1日(金)～11月29日(金)

放課後児童クラブは、保護者が仕事等で日中家庭にいない児童に対し、放課後及び学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや集団生活中の指導を行うことにより、児童の健全な育成を支援する事業です

1. 施設概要(笠間市内の小学校に併設されています)

	児童クラブ名称	定員	施設設置状況
1	笠間小児童クラブ	200人	単独クラブ室
2	稲田小児童クラブ	80人	学校校舎内教室
3	みなみ学園児童クラブ	60人	単独クラブ室
4	友部小児童クラブ	190人	単独クラブ室
5	大原小児童クラブ	37人	学校校舎内教室
6	穴戸小児童クラブ	60人	単独クラブ室
7	友部第二小児童クラブ	115人	単独クラブ室
8	北川根小児童クラブ	80人	単独クラブ室
9	岩間第一小児童クラブ	78人	学校校舎内教室
10	岩間第二小児童クラブ	46人	学校校舎内教室
11	岩間第三小児童クラブ	80人	学校校舎内教室 他

2. 実施日・利用時間 児童クラブは、次のとおり実施しています。

平日(学校授業のある日)	放課後から午後7時まで
土曜日(国民の祝日は除く)	午前7時30分から午後7時まで
学校長期休業期間、県民の日、創立記念日、学校振替休業日等	午前7時30分から午後7時まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始、お盆はお休みします。

※台風や降雪、感染症拡大を防止するための臨時休校日はお休みします。

3. 利用料

①保護者負担金(毎月27日に口座振替)月額5,000円 ※8月のみ月額8,000円

②おやつ代 ③行事等会費(※②・③はクラブ毎に別途徴収)

4. 入所基準

◇ 市内在住又は市内の小学校・義務教育学校に通う1年生～6年生が対象で、保護者が次の①～⑤の理由で放課後保育ができない場合、申込みが可能です。

◇ 施設定員を上回る申込があった場合は低学年を優先します。

①共働き ②疾病・障害等 ③家族の看護・介護 ④出産 ⑤その他特別の理由

5. 令和7年度 一斉入所申し込み手続きの流れ

①申込書類の入手

▼申込書類は本所こども福祉課、各支所保険福祉課、各児童クラブ、市ホームページにあります。

②申込書類に必要事項を記入・添付書類を準備

▼笠間市放課後児童クラブ入所申込書・生活調査票①・生活調査票②

▼保育のできない証明書（勤務内職証明 等）※父母ともに必要です。

▼新規申込者・振替口座未登録者は入所申し込みの前に、市内金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で口座振替手続きをしてください。（すでに口座振替をしている場合や兄弟と同じ口座を希望する場合は手続き不要です）

③市役所・支所の申込窓口で入所申し込み

《令和7年度一斉入所申し込み期間》

令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)まで

▼申込窓口は「本所こども福祉課」「笠間支所保険福祉課」「岩間支所保険福祉課」の3箇所です。
受付時間は、8:30 から 17:15 までです。（平日のみ）

▼日曜受付のお知らせ 場所：本所こども福祉課

日時：①11月10日（日） ②11月24日（日） どちらも8:30 から 12:00 まで

④入所の可否通知発送（2月上旬予定）

▼承諾の場合：口座振替の登録確認後に入所承諾通知を発送します。

▼不承諾の場合：入所不承諾（待機）通知を発送します。

⑤入所児童保護者説明会（3月）

▼入所児童保護者説明会については、各児童クラブで開催いたします。

▼各児童クラブに事前に電話で日時を約束し、見学・面接をおこなってください。

6. 一斉入所申し込み期間を過ぎて申し込む場合

令和6年12月2日（月）から令和7年2月7日（金）までに申し込みがあった場合は、二次選考をおこないません。ただし、一斉入所申し込み期間中の申し込みが優先になります。施設定員を超えた場合は低学年等であっても入所できませんのでご注意ください。

7. 入所申し込みを取り下げる場合

入所申し込みを取り下げる場合は、令和7年2月10日（月）までに取下書を提出してください。

8. 注意事項

◇ 共働きについては、勤務日数が月12日以上、勤務時間数が1日4時間以上かつ放課後の時間帯まで勤務していることを確認いたします。

放課後の時間帯とは、原則「午後3時」以降です。ただし、低学年の児童がいるご家庭や通勤距離が遠い場合等はその限りではありません。

◇ 土曜日利用については、共働きの場合は父母どちらも勤務証明書で土曜日の勤務が証明されている場合に申し込みをすることができます。

保育所入所における就労証明書（標準的な様式）を使用する場合等、勤務先で土曜日の勤務を証明することが困難である場合は、父母自身が申立書に記入し勤務証明書に添付してください。後日、市から勤務先に確認させていただく場合があります。

◇ 出産については、産前・産後の期間が対象となります（産前6週目の月初め～産後8週目の月末）。

育児休業期間は児童クラブの入所要件に該当となりませんのでご注意ください。

◇ 申し込みは必ず保護者の方が行ってください。ファックスや郵送による申し込みは受け付けできません。

◇ 定員を超える申し込みがあった場合、審査により入所の可否を決定いたします。

◇ 保育所保育料や児童クラブ保護者負担金・おやつ代等の滞納がある場合、入所できません。

◇ 現在入所されていて、来年度も継続入所を希望される場合でも申し込みが必要です。

9. 一時入所について

一時入所は、希望する児童クラブが定員に達している場合はお預かりできません。あらかじめご了承ください。

*月に10日未満で利用したい → 随時受付（利用する1週間前までに申請）

*夏休み等長期休業期間に利用したい → 申込期間に受付。申込期間についてはホームページでお知らせします。
（夏休み5月頃、冬休み11月頃、春休み2月頃を予定しています）



笠間市ホームページ かさまぽけっと 『**児童クラブQandA**』 よい

1. 児童クラブでは、何をして過ごしているの？

外遊びや室内遊び、自主学習などをして過ごしています。

2. 学校の宿題はどうしているの？

学習の時間を設けています。児童が自主的に宿題に取り組むように助言しています。
学力や学習の状況の確認・見直しはご家庭でお願いしています。

（児童クラブ指導員は、学習指導をすることはできませんのでご了承ください）

ホームページに、児童クラブの案内・手続き等の情報を掲載しています。
笠間市ホームページ「かさまぽけっと 放課後児童クラブ」をご覧ください。
（→ 笠間市のトップページから「児童クラブ」で検索）

10. 申込に必要な書類

放課後児童クラブの入所申し込みの際に、下記の申込書と添付書類が必要になります。

【① 申込書（通常入所・一時入所、どちらかを提出）】

利用内容	区分	必要書類	ページ
・年間を通して利用する場合 ・1ヵ月（または複数ヵ月）利用する場合	通常入所	入所申込書〔様式第1号〕	1
・長期休業期間のみ利用する場合 ・一時的に利用する場合（月10日限度）	一時入所	一時入所申込書〔様式第1号の2〕	2

【② 生活調査票 1・2（全員提出）】

記入内容	必要書類	ページ
保護者の状況・児童の状況・障害・持病・アレルギーの有無・緊急連絡先・送迎者等	生活調査票1・生活調査票2（両面）	3・4

※申込の際に家庭状況の確認、児童の状況を確認させていただきます。安全な保育を行うために実施していますのでご了承ください。

【③ 添付書類（父母ともに、該当するものを提出）】

放課後保育ができない理由	必要書類	ページ
就業のため （親族経営の会社は除く）	勤務（内職）証明書〔様式第8号〕 ※勤務先で証明 （保育所入所における標準的な様式でも可） 土曜日利用について、勤務先で証明することが困難である場合は、 申立書〔様式第10号〕をあわせて提出してください。	5 6
自営業を営んでいるため （親族経営の会社を含む） 農業を営んでいるため	① 就労状況申告書（自営業・農業等）〔様式第9号〕 ② 就労している事実を証明する書類 （令和6年度の住民税が笠間市以外で課税される方のみ提出が必要 です。源泉徴収票・確定申告書の控え等）	7 8
疾病・障害を有するため 家族の介護・看病等のため	① 申立書〔様式第10号〕 ② 育児ができない事実を証明する書類 （診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証・その他必要と 認められる書類（写し可））	9
その他の理由のため	こども福祉課へお問い合わせください	—

【④ 保護者負担金 口座振替の確認について（4月通常入所の場合のみ提出）】

口座振替手続きの状況	提出後の手続き	ページ
すでに口座振替をしている・兄弟が入所している	—	10
これから口座振替の手続きをする	金融機関で口座振替手続きをお願いします	

【⑤ 保護者負担金の減免申請（下記に該当する場合のみ提出）】

減免措置該当者	減免の内容	ページ
保護者負担金を負担すべき者が生活保護法（昭和25年法律第144号） による被保護世帯に属している場合	全額免除	11
児童の属している世帯が、児童扶養手当の支給対象となる世帯及びこれ に準ずるひとり親家庭等の世帯の場合	半額減額	
その他、経済的理由（例：災害等）により保護者負担金を納付すること が困難な場合	市長が定める額	

※児童クラブ入所申込の時に申請してください。継続入所の場合でも減免申請が必要になります。
※おやつ代や行事等会費は減免対象になりません。